

議案第68号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、下記のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和3年8月31日提出

沼田市長 横山 公一

記

1 無償で譲渡する財産

- (1) 名 称 平成22年度に総務省「地域情報通信基盤整備推進交付金事業」を活用し、沼田市地域情報通信基盤整備工事により整備した沼田市光ファイバーケーブル等一式
- (2) 所 在 池田地区（一部）、白沢町及び利根町の地内

2 無償で譲渡する相手方

群馬県高崎市高松町3番地
東日本電信電話株式会社群馬支店
支店長 橋本 寿太郎

3 無償で譲渡する理由

本市では、平成23年3月に民間事業者が採算面で容易に敷設できない山間地域への光ファイバーケーブルに係る整備を行ったが、10年の耐用年数が経過し、今後は多額の更新費用が見込まれるため、当初から維持管理を委託している通信事業者に無償で譲渡することにより、財政負担を軽減し、及び該当地域での利用者へ継続的かつ安定的なブロードバンドサービスの提供を行う。

4 無償で譲渡する日（予定日）

令和4年4月1日